

里庄町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年1月13日（木）午後2時00分から午後3時00分
2. 開催場所 里庄町役場 庁舎 2階 第2会議室
3. 出席委員 12人

出席委員及び欠席委員の番号、氏名

職名	番号	氏名	出欠の別	職名	番号	氏名	出欠の別
委員	1	岡村 咲津紀	出	委員	8	原田 敬造	出
〃	2	高田 卓司	〃	〃	9	平野 耕平	〃
〃	3	高田 光國	〃	会長職務代理者	10	吉田 龍平	〃
会長	5	田邊 忠宏	〃	推進委員	1	小野 敏輝	〃
委員	6	辻田 櫻市	〃	〃	2	佐藤 新介	〃
〃	7	仁科 義弘	〃	〃	3	徳永 一憲	〃

4. 欠席委員 0人

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の意見聴取について

6. 会議の概要

議長 ただ今から令和4年第1回総会を開会いたします。

本日の出席委員は農業委員9名、推進委員3名の計12名であり、総会開催の定足数に達しております。

議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、3番高田光國委員、6番辻田樺市委員にお願いいたします。

議事日程第2の会議書記の指名を行います。

本日の会議書記には農業委員会事務局職員の●●氏を指名いたします。

それでは議事に入ります。

開催通知にもありましたように、今回は3条、4条、5条の申請はありませんでした。

それとは別になりますが、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想への意見聴取」があります。

事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想への意見聴取」についてご説明いたします。

先ほど会長の方からありましたように今回、基本構想の見直しの作業を行っております。基本構想とはどのようなものかと申しますと、農業がやりがいのある職業となるように町が農業経営について、他の産業と同じ程度になるような労働時間や所得目標を定めるもので、二つの目標があります。一つは認定農業者の目標で、もう一つは新規就農者の目標になります。

また、この基本構想につきましては、県が定める基本方針に則して、町の計画を定めるものです。また、この計画を変更するときは、農業経営基盤強化促進法第6条第4項の規定により、農業委員会、農業協同組合のご意見を聴取することとされています。本日は、そのご意見をいただきたく、お時間をいただきました。なお、説明になります前に資料のご準備をお願いします。「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について（概要版）」とある1枚ものと、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」という冊子です。

それでは担当の方から構想についてご説明をさせていただきます。

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について（概要版）」とある1枚ものをご覧ください。

この概要版について順番にご説明をさせていただきます。

まず、1. 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想とは、市町

村が次に掲げる事項について県が定める基本方針「21世紀おかやま農業経営基本方針」に即して計画を定めるものになっております。(1)から(5)までございます。

まず、(1)農業経営基盤の強化の促進に関する目標。これは、農業経営についての所得や労働時間に関する目標について書かれています。

(2)効率的かつ安定的な農業経営の指標。これは、認定農業者が具体的な目標を達成するための作物、面積などが書かれています。

(3)新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標。これは、新たに農業をする人が目標を達成するための作物、面積などが書かれています。

(4)農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項。これは、認定農業者の方にどのくらいの農地を集約していくかの目標が書かれています。

(5)農業経営基盤強化促進事業に関する事項。これは、農業委員会の議事に度々挙げさせていただいております農地の貸し借り、利用権設定についての条件などが書かれています。

続きまして、2.今回の基本構想の改定理由。

これは、令和3年3月に岡山県の基本方針となる「21世紀おかやま農業経営基本方針」の一部が改定されたことに伴いまして、所要の見直しを行うものです。これは基本構想の上位にある県の方針が変更となったため、町の構想を変更するというものです。

3.主な見直し内容。

(1)法改正及び組織統廃合に伴う字句訂正等。これは、法改正に伴う字句訂正や、農協の合併による名称変更に伴った訂正になっており、この字句訂正等が今回の中心となっております。

(2)認定農業者の年間確保目標の新設。これは、農業者が減少する中、農業のプロといわれる認定農業者の方を少しでも増やしていこうということで、新たに確保する認定農業者の方を年間1経営体としています。

(3)農業における労働時間の現行目標を一部変更しております。これは、前回が1,900時間程度とあったものを1,800時間程度に変更をしております。農業を職業として選択できるような魅力とやりがいのあるものとするため、主たる従事者が当該地域の他産業従事者と遜色ない生涯所得が実現可能な年間所得で、概ね400万円。また、他産業並みの年間労働時間目標としております。この労働時間につきましては、働き方改革などが言われるなか、他の産業と変わらない程度の労働時間を農業分野も目指していくということで設定されているものです。

続きまして、4. 基本構想の目標年。

令和12年度の目標になっております。基本構想は、県基本方針の期間（令和3年～令和12年）につき定めることとされておりまして、県の基本方針で定めている令和12年度を目標としております。

以上で、概要版のご説明を終わります。

続きまして、冊子の方をご説明させていただきます。まず、冊子の3ページをお開き下さい。

第1章農業経営基盤の強化の促進に関する目標につきましてご説明いたします。

この章では里庄町の農業の概況、農業経営の目標、対象となる担い手や支援体制について示しています。最初に、二段落目にあります総農家戸数は10年間で24%減少しております。現在の311戸から令和7年には230戸まで減少すると予想されております。農業で収入を得ている農業経営体も10年間で56%減と農家数以上に減少しており、今後も高齢化による担い手不足がさらに進むことが予測されています。

続きまして、2. 里庄町農業の将来展望。

将来、概ね10年後の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、生産性の高い農業構造への転換を図ります。

続きまして、3. 効率的かつ安定的な農業経営の目標。

これは、認定農業者についての数値目標を示しております。年間農業所得を経営体あたり概ね400万円、年間労働時間を1,800時間程度としております。労働時間につきましては、繰り返しになりますが、前回の年間1,900時間から1,800時間へ変更になっております。これは、他産業では働き方改革の推進ということで、農業も経営改革をして、他産業並みの労働時間に短縮していくことです。なお、この数値も県の設定と同じ時間数となっております。また、参考としまして、県の設定目標所得は概ね500万円となっているのですが、県内の最低ラインでも概ね400万円ということで、県の方から指示がきております。よって当町の方も目標概ね400万円の設定となっております。また、この「概ね」というのは8割を差しております。従いまして、文章自体、記載の表示はしておりませんが、実際は400万円の8割、320万円程度ということで、目標所得を設定させていただきます。

続きまして、4. 育成・支援すべき担い手の対象。

当町の認定農業者は、現在11名の方がいらっしゃいます。概ね10年の担い手の目標数を20経営体とするように目標設定をしております。

続きまして、5. 地域の特色を生かした農業経営の育成・支援。

意欲的な農業者に対して、岡山県農地中間管理機構、農協、農業委員会等による掘り起こし活動を強化し、利用権設定を進めていくという目標を設定しております。

続きまして、5段目、「水田農業等土地利用型農業」から始まる段落ですが、この土地利用型農業が主である集落では、地域での話し合いを行い、人・農地プランの実質化等に取り組んでいきます。

このページ最後の段落のところですが、農作業受託による実質的な農業経営の規模の拡大と、重要な担い手である女性農業者についても農業経営改善計画の共同申請を推進していきます。

6. 担い手への支援から5行目あたり、担い手育成支援協議会において、農業普及指導センターの協力を受け、農業者への指導を行います。それにより、確保する新規認定農業者数の目標を年間1経営体とします。この目標は今回、新たに取り込んだものとなります。

続きまして、7. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標。

新規就農者は近年増加しておりませんが、青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、農業経営の発展の目標を明らかにし、青年層を確保していきます。人数の目標としましては、年間二人の青年等の新規就農者の確保を目指します。

新規就農者の労働時間目標としまして1,200時間以上、農業所得の目標は、経営開始から5年後には、一つの産業として成立しうる200万円以上の所得を設定します。また、就農定着するまで、農業普及指導センターや農協の指導のもと育てていきます。

続きまして、第2章農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標。

この章は、認定農業者の方の農業経営の目標となっております。まず、「基本的指標の前提条件」として書かれていますが、(1) 労働時間1,800時間、所得目標概ね400万円と示しており、この数値、条件を達成できるように普及センターと協議を行い、その下に続く営農類型モデルの表は作物ごとの面積の指標を示しております。なお、労働時間は先ほどご説明し、繰り返しになりますが、前回の1,900時間から1,800時間に変更になっております。

(2)からは(1)の目標を設定するための条件が書いてあります。営農類型モデルですが、里庄町で代表的な作物です。水稻といちご、水稻と桃、酪農についてお示ししております。目標を達成するには、このくらいの数値

が必要ということで、普及センターからご指摘をいただいたものになっております。例えば、水稻+果樹であれば、桃が合計で60アール、水稻が30アールというように作物のパターンによって営農規模が設定されております。

続きまして、第2の2章農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標。

これは、先ほどは認定農業者の方の指標であったのに対しまして、こちらは新規就農の方についての農業経営の目標となっております。先ほども申しましたが、新規就農の方につきましては、労働時間1,200時間以上、所得目標200万円以上としております。この数値条件を達成できるよう普及センターと協議を行いまして、次の9ページにあげる営農類型モデルが新規就農の方の場合のものとなっております。里庄町では桃を作られている方も多いですし、収益性も見込めるということで、桃と特産のまこもたけを組み合わせたモデル例を示したものです。

続きまして、第3章効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項。

ここでは、この認定農業者の方が地域の農用地面積のうちどのくらいの面積を利用していかという目標を示しています。令和12年までに農用地面積のうち3分の1程度を認定農用者などの担い手の方に集めていくことを目標としています。認定農業者など地域農業の中心となる方に農用地の利用を集めるという国の流れがありますので、国としましては8割、県は4割という目標になっておりますが、里庄町は面積も狭いということもございまして、3割程度を目標としております。この目標は前回の構想と変更はございません。

続きまして、第4章農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項。こちらにつきましては、皆さんによく説明をさせていただいております利用権設定による農地の貸し借りの手続きの流れを示している章になります。

1. 利用権設定等促進事業に関する事項。(ア)～(ウ)をご覧ください。
利用権の設定を受ける者の備えるべき要件について書かれております。
利用権設定を受ける人がふさわしい人かどうかの基準について、(ア)農用地の全てを効率的に利用できるか、(イ)農作業に常時従事すると認められるか、(ウ)意欲と能力を有すると認められるか、などが示されています。
なお、前回からの変更点といたしましては、農地中間管理事業ができた

関係で事業名の変更が主なところとなっています。よって、こちらの第4章の内容は5年前と変更はございません。

あと数ページに渡り書いてありますが、その他の事項については変更がないということで、説明の割愛をさせていただきます。

内容の説明としては以上となりますが、今後の流れについて説明させていただきます。

本日、農業委員会でいただいたご意見、農協さんのご意見、町内の認定農業者の方のご意見の取りまとめをさせていただき、後日、町の担い手協議会の方へ提出させていただきます。その後、素案といたしまして、2月の全員協議会にて報告をさせていただきます。そして県への本協議とさせていただきますが、今回、お示しをした案につきましては、県の指摘によつては内容が変わる可能性もありますので、ご了承ください。県との本協議で承認がおりましたら、4月の農業委員会で確定した基本構想をお渡しできるかと思います。事務局からの説明は以上となっております。

今回特に、農業の魅力を知つてもらい、新規就農してから認定農業者へと担い手を確保していくためにはどのようなことが必要か、その支援について、また、新しい人を増やすにはどうすればいいかなどをご意見いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、ただ今の事務局説明について質問・意見等お聞きしたいと思います。どなたか質問・意見等ございませんか。●番●●●●委員。

● 番 里庄町で専業農家を営まれている方は何戸ぐらいありますか。目標としている所得 400 万円、収入にするともう少しありますが、それに該当するような方は何戸ぐらいありますか。

事務局 兼業農家は 284 戸あります。目標の 400 万円以上というところですが、この目標の数値に達する方については、いらっしゃらないと把握しております。以上でございます。

議 長 よろしいですか。

● 番 もう一点。先ほどの説明の中で、桃を栽培されている農家の方がいるということですが、どの地区でやっていて、一番盛んなのでしょうか。

事務局 津江地区とかが盛んにやっています。安広地区でも作つていらっしゃる方がいます。あとは、古井地区でも作つておられる方がいます。どこの地区が特にものすごく集団的に作つてているということではないですが、それぞれ町内の先ほど申しました土地で作つてている方が比較的多いと思っております。

● 番 そういう所で跡継ぎでやるなり、移住てきてやろうといった時に、諸条件が整っていますか。例えば、移住して農業がやりたいという方がいら

つしゃつたら、こういう所があるというふうに示すことができますか。

事務局

実際の例でご説明します。2年くらい前に40代くらいの方で、桃をやつてみたいという方がおられました。事務局が地元の方に相談して、桃を作っていたけれど今はやめている畑を紹介させていただいて、今、苗木を買って作られています。全く新しい場所を一から開墾というと、なかなか難しいと思いますので、今まで桃とか作っていたけれど、高齢になり、作らなくなつた桃畑がいろいろとあると思います。そういう所を地元の農業委員さんにお聞きしながらご案内していくのが、一番の近道かと思います。一からしていくとしんどいと思うので、せっかく作っていたけれども年齢でやめてしまった所をご案内していくのが、一番スムーズにいけるかと思っております。

● 番

その方は町外の方ですか。

事務局

先ほど申しました方は、町内の方です。

● 番

町外から移住となると、窓口は農林建設課になるんですか。

事務局

直接的な移住担当窓口は企画商工課になりますが、もちろん農業をやってみたいという移住の相談でありましたら、一緒に農林建設課も入ります。小さい役場なので、連携しながらこうと思っております。一つのセクションに任せてしまうと、しんどいところもありますし、せっかく小さい役場ですので、もし、農業を少しやってみようということがあれば、うちも入ってご相談を受けていきたいと思っております。

● 番

生活支援とか、お子さんを抱えているとか、そういうこと全般で、マルチで相談できる体制にあるということですか。

事務局

はい、そうです。

議 長

はい。●番●●●委員。

● 番

今、●●●委員の質問で、桃を作りたい人がいたので紹介したということですが、その方は、農業のみで食べているんですか。それとも、他に勤めながらの兼業なんですか。

事務局

兼業です。

● 番

その方は、本気で将来、桃農家で生活が成り立つようにやる気でいるんですか。それとも、桃を作つてみたいから片手間くらいでやろうとしているんですか。

事務局

お話を聞く限りでは、かなり真剣に取り組まれています。

● 番

それは、どの地区でしているんですか。

事務局

●●地区です。少しでも興味を持ってくださった方を何とか育てていきたいと思っております。

● 番

説明がいろいろとありましたが、非常に漠然としたいい話ばかり書いて

いますが、現実として、町としては具体的にどのような支援をするんですか。補助を出すとか、いろいろなことにバックアップして協力するとは、具体的には何ですか。いいことはいいように書いてあるが、収入がないとやっていけません。今、言うように、副業的にやるなら農業は今までと同じです。自分の畠で、自分の田んぼで、稻とか芋とか作ってという程度なら生活できません。私、今まで何度も言ってますが、今までの里庄町の農業政策が遅れているからこのような状態になって、荒廃地が増えているんです。認定農業者を増やしたいと本気でやっても、採算が合わないと続きません。だから、採算が合うようにどうしたらいいのか具体的にもっと書かないといけません。現実問題、今の時代になって、新規に投資をして農業をやろうとしたら、それはとても回収できません。町としてバックアップができないなら難しいのではないかですか。

事務局

そうですね。●●●●委員が言われるように、圃場整理などをしていくかないと難しかったりしますし、町としては荒廃地の補助金を創設したりといった事業もしたりしているところではあります。今後、今、頂いた意見を基に検討します。当然予算も必要になることではありますので。

議長

●番

それだけの出費をしないと成り立ちません。それを個人が負担となると、とてもできません。何度も言いますが、水稻だけを今、大きくやっている人たちは80歳を超えてます。もう一年か二年で、間違いなく耕作放棄地になります。今、せっかく作られている所だけでも、誰かが続けてやれるように、そういう所に対して、どのように考えているのですか。もっと本気で考えてほしいです。もう体力的に続かないのだから、誰かが後を引き受けられるようにしないと、耕作放棄地になった所を戻すとなれば、とんでもない労力とお金が要ります。現状で、作っている所でもそのような状況の中、耕作放棄地を減らすのは、どうにもならないでしょう。

議長

●番

はっきり言うと、酪農は里庄の土地には合いません。広い農地を必要とし、畜産環境のこともあり、里庄では無理だということで、大部分が笠岡市の方に行きました。ここで、普及センターと相談されて、この辺の営農類型モデルをお示しいただきました。パターンモデルがないといけないので、出されていると思うのです。

営農類型で示されているもので、これだけのものを新規でしようとすると、だいたい一億五千万円はかかると思います。上手くしても、所得は半分ですか。農家所得だと一千万はいくとは思いますが、一億五千万円のものを消化していかないといけないです。あるお金でしたらいいけれど、

借入でしたら大変なことになります。なかなかそのようなことは望めません。では、里庄町で何ができるのかというと、やはり、荒廃地を作らないことです。それから、もう一つは、年間の労働時間、農家所得です。これを全部クリアしようとしたらやはり、少し語弊があるかもしれません、里庄町でできることといえば、少量多品目です。広島の奥の方へ、野菜を作っているのを見に行きました。年間を通じて、家庭菜園に少し毛が生えたような、いろいろな野菜を集めて売りに出します。だから、一つの大きな圃場は必要ないのです。水稻であれば一つしかできません。野菜であれば、二月、三月で物がまわっていくので、そのようなことをかましつつ目標に近づけるということでしか里庄町は現状できないのではないかでしょうか。特に農地が虫食い状態なのに、大きいそのようなことをやろうというのは無理なわけです。そのような状況の中、営農類型としてはこのような形で水稻単作であったり、果樹を組み合わせたり、たたき台として出さないといけないのだったら、あげにくいとは思いますが、一つの目標として少量多品目を。その中でどのようなものができるのか、普及センターに指導していただく中で、どのようなものをしていくしかないかと思います。今できるようなことで、管理機とかそういうのを使って先行投資するとか、そのように方向付けたらいかがでしょうか。

議 長
● 番

貴重な意見をありがとうございました。

私も10年前に就農しました。今、やっと食べていけるようになり、その過程においてどのようなことが大事かお伝えします。まず、所得の目標400万円です。これは逆算で考えていいかないとダメです。所得が400万円ということは、売り上げがいくら必要か。仮に、所得が400万円だとしたら、おそらく、7~800万円の売り上げが必要です。それをするためにはどのような作物を作らないといけないかをまず考えていきます。それから、一番大事なものは生産物です。農業というのは生産したものしか売り上げになりません。いかに高品質なものを高単価で売り、その売り上げを確保しないといけないかということをできるスキルがないといけません。もう一つは、新規就農する前に体験をします。いきなり始めるのではなく、どこかの農家へ行き、研修をすると、そういうことをやっておかないと、農業を知らない人がいきなりは絶対無理です。それと、販売先をどうするのかということです。そういうことも確保しておかないと、いざ作ったけれどもどこへ売ればいいのか、そのようなことを把握していないと絶対に失敗します。それと、ある程度、資金の余裕がないと、農業は続きません。果樹にしても何にしても、できるまでに時間がかかるので、その間の生活資金とか、運転資金、そういうものをある程度持っている人でないと、

おそらく無理です。それらを欠いてやるとできません。そのようなことを踏まえた上で、新規就農をしないと。

それと、農業は儲からないという頭があります。儲かっている人は、儲かっているのです。儲からないと思うから儲からないのです。儲からないかもしれないが、やろうかなという人はやらない方がいいです。絶対に儲かるという発想になり、農業をやっていかないと続きません。間違いなく、そのようなことを考えていかないといけないと思います。

それと、里庄町のモデルですが、確かに桃は普及センターの先生が言うとおり、里庄町の土壤に桃は合っています。理にかなっていると思います。やればいいものができるが、それプラスぶどうというのが、これから考え方として入れたらいいのではないかと思います。桃に比べ、非常にロスが少なく高収益です。シャインマスカットとか特にそうなのですが、色がつかなくても、ある程度できます。こういったものも、なんとか入れていったらどうかと思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。体験的なご意見で、貴重な提案ありがとうございます。その他ございますか。はい、●番●●●●委員。

● 番 高品質・高単価、このようなことに関しては、●●●●から台湾へ、橋渡しをしています。実際 10 年位前に、1 房一万元です。考えられないくらいの値段です。これが実際に台湾で売れます。いいものを作るのは非常にエネルギーが要ります。里庄町として県から言われているから一応作るということで、きれいごとで作っても、何の意味もありません。県がこのようなことを書くなというくらい、現実的なことのある程度書かないと、ものは一つも変わらないと思います。里庄町がこれだけの事業をするのにだいたい 1 億 5 千万円かかります。資金を持ってない方がされる場合には、里庄町の総務関係にどれだけの補助を考えられていますか。また、実際に補助をしていますか。それらもなく、きれいごとばかりで、このような構想があるのです。といっても誰もしないです。400 万円の所得となると、サラリーマンであれば月給 26 万円ほどです。子どもを大学には行かせられません。1,800 時間といいますが、例えば、一日に 7 時間労働として 24 日勤務で 2,000 時間を超えます。それを、1,900 時間を 1,800 時間にするとか、きれいごとばかり並べ、具体的に農業委員の我々は何をしたらしいのか示唆が全くないです。農業委員会と農業普及センターと協力してとありますが、里庄町の農業育成協議会がどこにあって、何をしているのか、全く知りません。農業普及指導センターといったものが、どこにあってどのような動きをしているのか、どのようなタイアップをしているのか、私が知らないだけかもしれません。私一人が知らないのだったら勉強をしないといけ

ませんが、あまりにもきれいごとです。具体的に農業委員会の農業委員の一人一人が何をしたらしいのかをやはりある程度示唆していただかないと動きようがないです。誰が責任を持ち、どのような動きをするのか、目標だけではなく、具体的な行動指示がないと。だから、どの企業にもノルマがあります。ノルマがあるから具体的に動き、達成するためには、どのような小さなことでも、農業委員会はこのようなことをしてくださいといったような具体的な示唆を県からもらえるように、町としては立ち回っていただきたいです。ただ、言ってきたからと、きれいごとの返答を書くだけでは。どうもそのようなイメージです。荒廃地を作らないことが一番だということであれば、草木が生い茂った田畠が非常に多いです。実際に、私の友達が、草木が生い茂っている他人の農地を一生懸命に刈ってあげています。ある人に、「あまりにも見苦しいので、シルバーにでも言って刈ってもらってください。」と言ったら、「シルバーへ支払うお金を出してくれ。」と言われました。要は金です。この辺に荒廃地を作らないためには、里庄町としてはどのような政策をもつのかということが、農業委員会から声があがっています。そのような声がある程度出ていかないと、荒廃地がますます広がります。きれいごとの前に、まずは、荒廃地をなくすのが一番の目標だと思います。そのための政策をどうするのか、補助を具体的に実践しようと思ったら、行政の力がないと、個人個人に頼るのは限界です。それが私の意見です。大まかな意見については、私は会議で出しました。

議長

ありがとうございました。その他の意見はありませんか。

●番●●●●委員。

●番

今、荒廃地対策の意見が出ましたが、私が思うには、それだけの費用を町に出せと言っても、町が出せる訳がないです。自分の財産ですから、自分の財産は自分で、人に迷惑を掛けないように管理するのが当然です。自分の土地は自分で管理しましょう、してくださいという広報だとか、そのようなことをどんどんする必要があります。やらないもの勝ちになっていて、近所に迷惑を掛けていても、知らないふりです。しないといけないという気にさせないといけないです。自分の財産は自分で管理するのが当たり前です。今、隣が管理してくれないと、みんな困っています。どうにも困り果てるから、人の土地を2~3mも刈ってあげています。地主は知らないふりをしています。やはり、迷惑を掛けない程度には、管理をしないといけないことを、みんなに自覚してもらう必要があります。それらも、我々の仕事の一つだと思います。草刈り管理をしていれば、営農するといったら、すぐに始められます。もう少し、どうにかしないといけないと思います。

議 長
● 番

●番●●●委員。

農家を目指すには、専業農家の方のスキルアップをしていないとどうにもならないです。スキルを持っている人はなんとかなっています。制度的に、資金がないならば、例えば、きちんとした営農計画・改善計画を立てれば融資してもらえ、当然、返済ができるわけです。やる気になればできます。足りない分は、荒廃地に手を付けましょうと助成金を出すよりも、営農することに対して助成金を出すとか。私がするなら、何を一番してほしいかというと、農地には、侵入道路がありません。それから、水の管理ができていません。用水・排水ができていません。これでは、農業やろうと思っても、どうにもなりません。そこまで労力を傾けてまで、やはりできません。そのようなところの改善がなされたならば、荒廃地もある程度利用できる所がまだまだ出てくると思います。とにかく、入口からどうにもならないのです。侵入道路がなく、水が抜けない、来ない。そのところの解消が、行政負担とまでは言わないが、行政の力で少し何とかならないかと思います。農道を作るだけでもいいから、何とかならないでしょうか。それが進めば、荒廃地がある程度解消されるのではと思います。それとスキルがないと農業ができないです。よそから、本当に都会の人が思いついて農業をするというのはそうなのですが、お祖父さん、お祖母さんの農業を見ていた方など、お孫さんたちが今、まさに、ここで退職をしようかという人たちは、また別のとこから考えます。お祖父さん、お祖母さんがやっていたのですから、少し思い出し、まだ、存命なのだから、聞きながらでも、やる農業もあると思います。収入的に400万円が達成できるかというのは、里庄町にはそのような所得をあげている人はいませんというのではなかなか難しいと思います。それは、退職金なり、年金なりプラスアルファでとりあえずやっていき、それが大々的に成功すれば、400万円は夢じやなく、儲けている農家は本当に儲けています。そこへ行くまでの道のりとして、やはり、一番やってもらいたいのは、道と水の管理です。

議 長
● 番

はい。

私、●●市の●●という所のぶどうの産地でぶどうを作っています。●に皆さんに行つたことがあるかはわかりませんが、あそこはどこの畑も軽トラックが入ります。入ってグルグル回れて、なおかつ、灌水設備が全部ついています。畑にスプリンクラーがあり、コックをひねったら出るような仕組みになっています。過去の話を古い人に聞くと、30~40年前から●●市が材料支給をし、地域の皆さんのが道路を整備しています。地域の皆さんのが協力して道を広げ、軽トラの入口を作り、今のような産地が形成されています。そういうことも行政のなかで、ものすごく大事なことだと

思います。基盤整備があり、初めて農業が続けられます。里庄町の現状と
いうと、そのような道がなく軽トラが入らないので、農業が続きません。
そのようなことも一番大事なのかと思います。それともう一つ、農業のあり方で新規就農者も大事ですが、やり方も今や多様化しており、半農半X
(エックス) というやり方もあります。半分農家をしながら違う方で収入
を得るというものです。兼業農家と言えばそれまでですが、今、時代はイ
ンターネット、Web、SNS といったものが普及しているので、例えば、農業
をしながら、半分収入はWeb でもいいし、働いてもいいです。アルバイト
をしながら農業をするといったやり方もあり、働き方が多様化しています。
そのような方が農業をしてくれれば、農地が荒れていかないこともあります。そういうことも研究していく必要もあるかと思います。

● 番 今の話に少し補足をするのですが、●●市の灌水設備が全部できている
のは、それは国の農業政策で畠の灌漑事業というのがあります。“畠かん”
です。国・県の補助をもらいながら地元もいくらか出して、畠に全部水が
出るようにする事業があったのです。それは町がするのです。この辺りでも
寄島町はできています。荒廃地になってはいるけれども、寄島町は全部、
上のほうの畠の中にも道路をつくり、畠に全部水が出るような設備にして
います。それは浄化した水ではなく、高梁川の原水です。今、笠岡市の干拓
に出ているのと同じ水です。扶桑薬品のところの浄水場から直に県道を通
って寄島町に別の管が出ています。寄島町は田がなく畠でしか農業がない
からというので、そういう補助をもらい、道路を全部つけ、それに水道管を
入れて全部の畠に水が出るようになっています。町自体がそういったこと
にもう少し力を入れてやれば、そのようなこともできます。里庄町はそ
ういう意味で補助制度もしかり、そのような灌漑設備も全くしていないで
す。過去のことを言っても仕方ないのですが、今後、トップも農業の方に
関心を、力を入れていただきたいです。課長も、そのあたりを上長に言つ
てももらいたいです。よそができるといういふのは、そのような理由ででき
ているのです。それの一番のもとは、この地区は農業を本気でしようと
いう地域にしようと決めないとできないのです。決めたら最低 10 年はやって
ください。永久に用途指定というのではなく、10 年間なら 10 年間はやりま
すよということで補助金をもらってやるとか、そのような区域をある程度
決めないといけないと思います。補助金も出てこないです。圃場整備でも
8 年か 10 年はやらないといけないというのがあるでしょう。補助をもらって
整備をしたら転用もできません。だから、矢掛町とかは、途中でやめ
た人が放棄すると補助金を返さないといけないのです。だから誰かを作つ
てもらい、その期間はクリアします。期間が終わったら転用を認めます。

- 番 浜中地区の大池でも、まさにそうです。8年間売れないです。
- 番 作るという約束で、国の補助がつくのです。それで池を直してもらうのです。受益者は、8年間10年間と期限を決めて、その間、作りますから直してくださいということで、補助をもらって直しています。今、古井地区の池を直しているけれども、あれもそうです。受益者の田んぼの転用期間は。結果的には、ため池が新しくなるのだから、そこから先を考えれば、安心安全に雨が降っても大丈夫と。やはりそういうことを町が決めてやらないと、なかなか補助ももらいづらく、計画を立てにくいです。今のように、他は補助が出ているのに、里庄町は決めていないから、補助が出ないというのはあります。
- 議 長 ありがとうございました。その他、ございませんか。
- 番 今日の●●新聞に載っていると思うのですが、中国四国農政局長が米余りが深刻だと。局長までがそのようなことを書いてあります。
- 議 長 米がね。年末には牛乳が余るとかといったように。
- 番 ほとんどがそのような悲観的な意見を言っています。広報などで、やり方を具体的に促していくような努力をしていかないと、ものが何も動かないと思います。ただ、机上の空論を言っているだけです。
- 議 長 だいたい意見が出たようなので、構想に反映できますか。
- 事務局 どこまで反映ができるかは分かりませんが、冒頭でもありましたように、農家の方の意見もお聞きしまして、県と協議を進めていく段階になると思います。最終的には、皆さんには協議を終えたものをお渡しするようになります。どこまで反映できますか分かりませんが、貴重なご意見を頂戴してありがとうございました。
- 議 長 以上をもちまして、令和4年第1回総会を閉会いたします。